

三月廿日 賴田木匠 五子 瑞子 正交

遞信省
(甲)

一、電通は新聞通信、經濟通信、及ニュース寫眞に關する事業を同盟の利益のために廢止し、今後再び之を行はざること。

電通は前記各事業の得意其の他の業務關係を同盟に引續ぐこと。

右に對し同盟は金百八十萬圓を電通に支拂ふこと。

二、前項に掲げたる事業に従事せる電通の社員は事情の許す限り、なるべく多数同盟にて之を社員に採用すること。

三、第一項に掲げたる事業に専屬する電通の資産にして同盟が必要とするものは、公平なる評價を以て同盟に於て之を買取ること。

四、電通は其の資本金壹百萬圓を二百萬圓に増資し、此の増資による新株二萬株（一株の金額を五十圓とす）は全部同盟にて之を引受くること。

但し右新株の第一回拂込金は一株につき十二圓五十錢とすること。

五 同盟は其の廣告取次に關する事業を電通の利益のため廢止し、其の得意其の他の業務關係を電通に引繼ぐこと。

右に對し電通は金二十五萬圓を同盟に支拂ふこと。

六 現在廣告取次の事業に従事する同盟の社員にして、同盟が現在の業績を維持し發達せしむるために有要なる人物として推舉する者は電通に於て之を社員に採用し、現在に相當する地位權限待遇を與ふること。

（現在の廣告部員は總數約四十名なり）

七 電通の推舉する同社現在の重役二名を同盟の重役に選任すること。

但し其の内一名は同盟專任の常務理事とし、他の一名は依然電通重役の地位に止まり之を本務とし、唯同盟との連絡を計るため同盟の役員會に列し重要事項の協議に參與するものとす。

八、同盟の推舉する者二名を電通の取締役に選任し、内一名は電通専任の常務取締役として必要の権限を附與され、業務執行の任に當り、他の一名は平取締役として電通の重役會に列し且つ重要事項の協議に與かるものとす。